

五所川原市
第 5 期障害福祉計画

■

第 1 期障害児福祉計画

平成 30 年 3 月
五所川原市

ご あ い さ つ

「支え合いでつくる 安心が実感できるまち 五所川原」



近年、本格的な人口減少、少子高齢化が本市でも進行しており、地域社会を取り巻く環境も核家族化や生活スタイルの多様化、地域住民のつながりが希薄になるなど、大きく変化する中で、障害者支援に対するニーズも複雑多様化しております。

本市では、障害者福祉施策を総合的に推進するための指針として、平成28年度に、障害者基本法に基づく「五所川原市第3期障害者計画」（平成29年度から平成33年度まで）を策定し、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員として共に生きる「共生社会」の実現のため、市民の皆様とともに各種障害者施策の推進に取り組んでいるところであります。

また、障害福祉サービスの提供体制の計画的な整備等を図るために策定されている「五所川原市第4期障害福祉計画」（平成27年度から平成29年度まで）では、地域資源の整備等を進めております。

このたび、「五所川原市第4期障害福祉計画」の計画期間が満了となることから、国の指針や青森県の動向を踏まえ、引き続き障害福祉サービスの提供体制の計画的な整備等を図るため、平成30年度から平成32年度までを計画期間とした「五所川原市第5期障害福祉計画」及び児童福祉法の改正により策定が義務付けられた「障害児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

今後も、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、本計画に基づき、障害に対する理解・啓発を図りながら、障害のある方のライフステージに合わせた支援ができるよう、行政や事業所によるサービスの提供だけでなく、地域のつながりや支え合いなどの「地域力」の向上、関係機関や地域住民が幅広く相互に連携した仕組みづくりなど、着実な事業の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

五所川原市長 平山 誠敏

目 次

第 1 章	計画の概要	
1.	計画策定の趣旨	2
2.	計画の基本理念	2
3.	計画の位置づけ	2
4.	計画期間	3
5.	計画策定のための取組	3
6.	計画の評価と見直し	4
7.	その他	4
第 2 章	障がいのある方の現況	
1.	人口・世帯	6
2.	障害者手帳等の所持者数	6
3.	身体障害者手帳の所持者数	7
4.	愛護（療育）手帳の所持者数	8
5.	精神障害者保健福祉手帳の所持者数	8
6.	自立支援医療（精神通院）の受給者数	9
7.	難病患者等の状況（特定医療受給者証所持者数）	10
8.	障害福祉サービス支給決定者数の状況	10
9.	障害福祉サービス等提供事業所の状況	11
第 3 章	障害福祉サービス等の見込量	
第 1 節	障害福祉サービス等の提供に係る成果目標と数値目標	
1.	福祉施設入所者の地域生活への移行	14
2.	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	15
3.	地域生活支援拠点等の整備	15
4.	福祉施設から一般就労への移行等	16
第 2 節	障害福祉サービスの必要見込量	
1.	訪問系サービス	17
2.	日中活動系サービス	19
3.	居住系サービス	25
4.	指定相談支援	27
第 4 章	障害児通所支援等の見込量	
第 1 節	障害児通所サービス等の提供に係る成果目標と数値目標	
1.	障害児支援の提供体制の整備等	30
第 2 節	障害児通所サービス等の必要量見込み	
1.	障害児通所支援	30
2.	障害児相談支援	33

第5章	地域生活支援事業の見込量	
1.	理解促進研修・啓発事業	36
2.	自発的活動支援事業	36
3.	相談支援事業	37
4.	成年後見制度利用支援事業	38
5.	成年後見制度法人後見支援事業	38
6.	意思疎通支援事業	39
7.	日常生活用具給付等事業	40
8.	手話奉仕員養成研修事業	41
9.	移動支援事業	42
10.	地域活動支援センター機能強化事業	42
11.	訪問入浴サービス事業	43
12.	生活訓練等事業	43
13.	日中一時支援事業	44
14.	巡回支援専門員整備事業	44
15.	社会参加促進事業	45
16.	就業・就労支援事業	46
第6章	サービス見込量等確保のための方策	
1.	障害福祉サービス基盤整備・促進	48
2.	障害児通所サービスの基盤整備・促進	48
3.	相談支援体制の充実・強化	48
4.	地域生活支援事業の充実	48
5.	障害のある方の就労支援	48
●	五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員	49

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

「五所川原市第5期障害福祉計画」（以下「第5期障害福祉計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）（以下「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度における数値目標の設定及び各年度の需要を見込むとともに、提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

「五所川原市第1期障害児福祉計画」（以下「第1期障害児福祉計画」という。）は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障害児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度における数値目標の設定及び各年度の需要を見込むとともに、提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2. 計画の基本理念

「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法並びに「五所川原市第3期障害者計画」（以下「第3期障害者計画」という。）及び「五所川原市第4期障害福祉計画」（以下「第4期障害福祉計画」という。）に掲げた「完全参加と平等」という基本理念を踏襲しつつ、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高めあうことのできる共生社会の実現を理念に加えます。

3. 計画の位置づけ

（1）第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の位置づけ

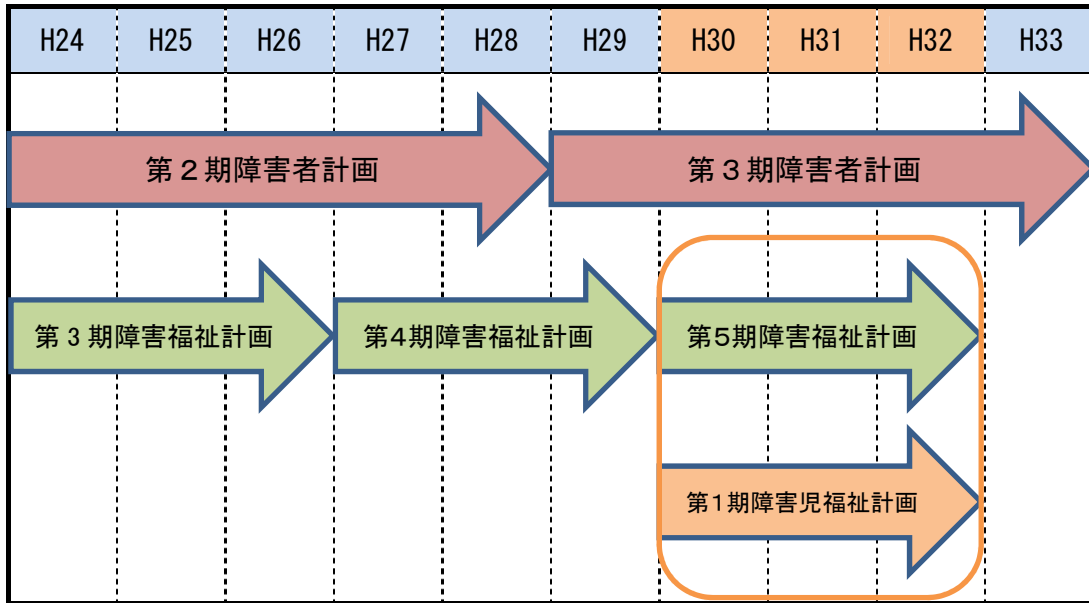
第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

（2）他の計画との関係

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、「五所川原市総合計画」、「五所川原市地域福祉計画」、障害者福祉分野計画である「第3期障害者計画」及び各分野の関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

4. 計画期間

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



5. 計画策定のための取組

第5期障害福祉計画の策定にあたっては、障がいのある人やご家族、障害福祉サービス提供事業者等から広く意見・提言を伺い計画に反映させるため、以下のような体制で行いました。

(1) アンケート調査

平成28年度に第3期障害者計画を策定する際、本市の手帳所持者500人を対象に行ったアンケート内容に、サービスに関する設問も組み込んだことから、その結果を今回も使用しました（アンケート実施時期：平成28年12月）。

(2) 五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会の設置

障がいのある人やその家族、障害者支援団体、障害福祉サービス提供事業者、行政機関の職員を委員とする「五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を設置して、計画内容について審議していただきました。

(3) パブリックコメントの実施

計画（案）についての意見・提言を募集し、計画に反映させるため、2月9日から3月10日までパブリックコメントを実施しました。

第1章 計画の概要

6. 計画の評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。

成果目標及び活動指標等については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。この中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等を実施します。

また、中間評価等の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

※PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

※成果目標とは、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するものです。

※活動指標とは、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するものです。

7. その他

(1) 「障害」・「障がい」の表記について

法律上の用語や固有の表記の際は、その記載どおり用い、それ以外での記載について「障がい」を用いることとしますので、本計画では、「障害」と「障がい」の表記が混在します。

(2) 「療育手帳」について

青森県で発行している手帳は「愛護手帳（療育手帳）」と記載されているため、本計画においては「愛護（療育）手帳」と表記します。

第2章 障がいのある方の現況

第2章 障がいのある方の現況

1. 人口・世帯

本市の人口は、平成29年9月末現在で55,877人、世帯数は25,533世帯です。少子高齢化により減少傾向にあり、平成25年3月末から平成29年9月末のおよそ5年間で約3,400人減少しています。

世帯数については増加傾向で約400世帯増加しており、核家族化などの進展や一人暮らしの増加が伺えます。

■当市の人口と世帯数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
人口	59,253	58,602	57,737	56,893	56,148
世帯数	25,113	25,217	25,246	25,394	25,462
人口/世帯数	2.35	2.32	2.28	2.24	2.20

資料：住民基本台帳（各年度3月末）

■当市の人口（年齢別）の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
0歳～17歳	8,706	8,467	8,115	7,827	7,540
18歳～64歳	33,803	33,139	32,272	31,333	30,626
65歳以上	16,744	16,996	17,350	17,733	17,982
合計	59,253	58,602	57,737	56,893	56,148

資料：住民基本台帳（各年度3月末）

2. 障害者手帳等の所持者数

平成28年度末現在の身体障害者手帳の所持者数は2,737人、愛護（療育）手帳の所持者数は559人、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は623人です。身体障害者手帳の交付状況については、平成25年度をピークに減少傾向にあります。愛護（療育）手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付状況については増加傾向にあります。

■各種障害者手帳所持者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
身体障害者手帳	2,829	2,847	2,827	2,766	2,737
愛護（療育）手帳	516	536	548	557	559
精神障害者保健福祉手帳	493	544	559	606	623
合計	3,838	3,927	3,934	3,929	3,919

資料：青森県障害者相談センター及び西北地域県民局地域健康福祉部業務概要より（各年度3月末）

3. 身体障害者手帳の所持者数

平成28年度末現在の身体障害者手帳の所持者数は2,737人で、本市人口のおよそ4.9%となっており、障がいの程度では重度者（1級・2級）の方が半数を占めています。

また、障害種別では、内部障害の方が増加傾向にあり、そのほかの種別では、横ばいまたは減少しています。

■年代別身体障害者手帳所持者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
0歳～17歳	45	42	45	44	39
18歳以上	2,784	2,805	2,782	2,722	2,698
合計	2,829	2,847	2,827	2,766	2,737

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

■障害部位別身体障害者手帳所持者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
視覚障害	196	192	191	183	183
聴覚・平衡機能障害	277	284	276	264	259
音声・言語機能障害	22	23	24	23	23
肢体不自由	1,501	1,502	1,503	1,455	1,422
内部障害	833	846	833	841	850
合計	2,829	2,847	2,827	2,766	2,737

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

■障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
1級	1,009	1,013	979	968	928
2級	447	430	417	404	400
3級	502	507	497	468	461
4級	550	586	619	621	638
5級	144	134	143	139	138
6級	177	177	172	166	172
合計	2,829	2,847	2,827	2,766	2,737

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

第2章 障がいのある方の現況

4. 愛護（療育）手帳の所持者数

平成28年度末現在の愛護（療育）手帳の所持者数は559人で、本市人口のおよそ1.0%となっており、B判定の方が増加しています。

■年代別愛護（療育）手帳所持者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
0歳～17歳	94	112	115	109	105
18歳以上	422	419	433	448	454
合計	516	531	548	557	559

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

■年等級別愛護（療育）手帳所持者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
A判定	241	244	245	241	230
B判定	275	292	303	316	329
合計	516	536	548	557	559

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

5. 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

平成28年度末現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は623人で、本市人口のおよそ1.1%となっており、2級・3級の所持者が増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
1級	186	208	199	216	209
2級	266	292	320	337	358
3級	41	44	40	53	56
合計	493	544	559	606	623

資料：西北地域県民局地域健康福祉部業務概要より（各年度3月末）

6. 自立支援医療（精神通院）の受給者数

平成28年度末現在の自立支援医療（精神通院）の受給者数は1,082人で年々増加傾向にあります。病名別では、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が最も多く、次いで「気分（感情）障害」となっています。

■自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移

病名別	H24	H25	H26	H27	H28
症状性を含む器質性精神障害	19	23	31	30	26
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	16	19	17	21	22
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	449	469	468	474	485
気分（感情）障害	226	260	266	289	301
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	12	19	21	24	28
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1	1	1	1	3
成人の人格及び行動の障害	3	4	4	2	3
精神遅滞	16	17	18	20	17
心理的発達の障害	10	20	27	37	44
小児期・青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	2	2	3	5	7
てんかん	61	63	61	76	80
その他	52	63	67	67	66
合計	867	960	984	1,046	1,082

資料：青森県地域健康福祉部事業概要から引用（各年度3月末）

第2章 障がいのある方の現況

7. 難病患者等の状況（特定医療受給者証所持者数）

障害者手帳が取得できない難病患者等でも障害者総合支援法で定める障害福祉サービスの対象となっています。難病患者等のうち、特定医療受給者証所持者数は、平成28年度末時点で486人、小児慢性特定疾病医療受給数は63人となっています。

また、平成29年4月1日から、障害福祉サービスの対象となる難病の範囲が、358疾病に拡大しました。

■難病患者等の状況

	H24	H25	H26	H27	H28
指定難病等 特定医療受給数	398	407	419 (440)	461	486
小児慢性特定 疾病医療受給数	69	73	50 (54)	59	63

資料：青森県地域健康福祉部事業概要から引用（各年度3月末）

※平成26年度については平成27年1月に制度改正があったため、平成27年1月～3月の受給者数を表記し、平成26年4月～12月までの受給者数は括弧で再掲とします。

8. 障害福祉サービス支給決定者数の状況

障害福祉サービス受給に必要な障害支援区分認定者数は、平成28年度末で546人となっており、年々増加しています。また、障害児通所サービスの支給決定者数についても、同様に増加しています。

■障害福祉サービス支給決定者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
区分1	20	21	30	17	13
区分2	109	138	147	113	115
区分3	107	99	112	139	136
区分4	86	96	75	98	106
区分5	52	57	59	66	64
区分6	51	66	100	106	112
合計	425	477	523	539	546

資料：家庭福祉課調べ（各年度3月末）

■障害児通所サービス支給決定者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
決定児童数	84	87	95	115	121

資料：家庭福祉課調べ（各年度3月末）

9. 障害福祉サービス等提供事業所の状況

(1) 障害福祉サービス

市内の障害福祉サービス提供事業所の設置状況は以下のとおりです。

サービスの名称	事業所数
居宅介護	26か所
重度訪問介護	23か所
同行援護	11か所
行動援護	10か所
重度障害者等包括支援	—
生活介護	12か所
自立訓練（機能訓練）	2か所
自立訓練（生活訓練）	5か所
自立訓練（生活訓練（宿泊型））	—
就労移行支援（一般型）	7か所
就労継続支援A型	7か所
就労継続支援B型	14か所
療養介護	—
短期入所（福祉型）	5か所
共同生活援助（介護サービス包括型）	22か所
共同生活援助（外部サービス利用型）	1か所
施設入所支援	4か所
計画相談支援	12か所
一般相談支援（地域移行支援）	6か所
一般相談支援（地域定着支援）	6か所
児童発達支援	4か所
放課後等デイサービス	5か所
保育所等訪問支援	1か所
障害児相談支援	8か所

資料：家庭福祉課調べ（H29.10.1現在）

第2章 障がいのある方の現況

(2) 地域生活支援事業

当市の地域生活支援事業を委託している事業所の状況は次のとおりです。

サービスの名称	事業所数
障害者相談支援事業	11 箇所
住宅入居等支援事業	2 箇所
移動支援事業	12 箇所
地域活動支援センター機能強化事業	1 箇所
日中一時支援事業	11 箇所
訪問入浴サービス事業	2 箇所
知的障害者職親委託事業	3 箇所

資料：家庭福祉課調べ（H29.10.1 現在）

第3章

障害福祉サービス等の見込量

第3章 障害福祉サービス等の見込量

第1節 障害福祉サービス等の提供に係る成果目標と数値目標

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある方が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目標に、平成32年度における成果目標を設定します。

■国の基本指針

- ・平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行
- ・平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度時点から2%以上削減

※平成29年度末において、平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加えることを基本とされていますが、地域の実情に応じて設定します。

■第5期障害福祉計画における平成32年度の成果目標

項目	目標値	考え方
入所施設から地域生活に移行する者の数	12人	<p>国の基本指針に基づき、平成32年度末において、平成28年度末施設入所者数（124人）の9%以上（12人）が地域生活へ移行することを目指します。</p> <p>なお、第4期障害福祉計画内の数値目標は達成できないと見込まれるが、グループホーム等の整備状況も勘案し、未達成割合を加えることは難しい状況です。</p>
施設入所者の減少数	3人	<p>国の基本指針に基づき、平成32年度末において、平成28年度末施設入所者数（124人）の2%以上（3人）を削減することを目指します。</p> <p>なお、第4期障害福祉計画内の数値目標は達成できないと見込まれるが、施設入所者が地域生活に移行しても新たな入所者が入る状況にあり、未達成割合を加えることは難しい状況です。</p>

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とは、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者が集まり、情報共有や連携を行うことにより、精神障害者が地域の一員として安心して生活できるよう協議することとされています。

今後、国の基本方針に基づき、市単独か圏域でのシステム構築がいいのかを検討の上、課題等を整理し進めます。

■国の基本指針

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場について、平成32年度までに市町村ごとまたは各圏域に設置

■平成32年度における成果目標

項目	目標値
地域包括ケアシステムの構築	圏域内に1か所

3. 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等とされ、グループホーム又は障害者支援施設に地域生活支援の機能を集約し付加した拠点又はそれらを地域における複数の機関が分担して機能を担う体制とされています。

今後、国の基本方針に基づき、市単独か圏域での整備がいいのかを検討の上、課題等を整理し進めます。

■国の基本指針

- ・地域生活拠点等（※地域生活支援拠点又は※面的な体制をいう。）について、平成32年度までに各圏域に少なくとも一つを整備

■平成32年度における成果目標

項目	目標値
地域生活支援拠点等の整備	圏域内に1か所

※地域生活支援拠点：次の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点。

各地域内で地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能

- ・相談（地域移行、親元からの自立等） ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等） ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）
- ・緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）

※面的な体制：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制。

第3章 障害福祉サービス等の見込量

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進め、なおかつ障がいのある方の就労定着を支援するため、平成32年度における成果目標を設定します。

■国の基本指針

- ・福祉施設から一般就労への移行について、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍
- ・就労移行支援事業の利用者数について平成32年度末における利用者を平成28年度末から2割以上増加
- ・就労移行支援事業所のうち、平成32年度末における就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
- ・就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率8割以上

■平成32年度における成果目標

項目	目標値	考え方
福祉施設（※）から一般就労への移行者数	3人	国の基本指針に基づき、平成32年度末において、平成28年度における福祉施設から一般就労への移行者の実績（2人）の1.5倍以上（3人）を目指します。
就労移行支援事業の利用者数	39人	国の基本指針に基づき、平成32年度末において、平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数（32人）の2割以上増加（39人）を目指します。
就労移行率3割以上の事業所の割合	5割	国の基本指針に基づき、平成32年度における就労移行率3割以上の事業所の割合を5割以上となるよう目指します。
就労定着支援利用者の職場定着率	8割	国の基本指針に基づき、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率が8割以上となるよう目指します。

※ここでの福祉施設の範囲は、就労移行支援、就労継続支援（A・B）、生活介護、自立訓練です。

第2節 障害福祉サービスの必要見込量

第4期障害福祉計画で定めたサービスの見込量と実績を検証した上で、第5期障害福祉計画期間中のサービス量を見込みます。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

自宅で入浴、排泄、食事の介護及び家事における支援等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

(3) 行動援護

知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

(4) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。

(5) 同行援護

視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	193	203	214	187	188	187
サービス量	時間/月	4,257	4,502	4,658	4,095	3,908	3,873

■実利用人員の内訳

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
居宅介護	人/月	157	166	175	157	155	156
重度訪問介護	人/月	15	16	16	13	14	14
行動援護	人/月	4	4	5	3	4	3
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	17	17	18	14	15	14
合計	人/月	193	203	214	187	188	187

第3章 障害福祉サービス等の見込量

■ サービス量の内訳

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
居宅介護	時間/月	2,213	2,340	2,467	2,118	1,961	1,923
重度訪問介護	時間/月	1,773	1,891	1,891	1,724	1,690	1,680
行動援護	時間/月	73	73	91	43	46	43
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	198	198	209	210	211	227
合計	時間/月	4,257	4,502	4,658	4,095	3,908	3,873

■ 第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画策定時には、障がいのある方の高齢化、精神障害のある方の家事援助の増加、平成26年度からの重度訪問介護対象拡大等により全体の利用者増を見込んでいましたが、実績は見込を下回り、特に居宅介護は減少傾向にあります。

精神障害のある方の地域移行や病院に入院中でも重度訪問介護の対象となることによる利用者増を見込みますが、障がいのある方の高齢化による介護保険適用も考慮し、現状の利用量とほぼ同程度を見込みます。

■ 実利用人数とサービス量

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	187	187	187
サービス量	時間/月	3,870	3,870	3,870

■ 実利用人員の内訳

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
居宅介護	人/月	156	156	156
重度訪問介護	人/月	14	14	14
行動援護	人/月	3	3	3
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
同行援護	人/月	14	14	14
合計	人/月	187	187	187

■ サービス量の内訳

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
居宅介護	時間/月	1,920	1,920	1,920
重度訪問介護	時間/月	1,680	1,680	1,680
行動援護	時間/月	43	43	43
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
同行援護	時間/月	227	227	227
合計	時間/月	3,870	3,870	3,870

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。

■ 第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	213	213	213	245	249	259
サービス量	人日/月	4,281	4,281	4,281	4,922	5,112	5,158

■ 第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画策定時には、障がいのある方の高齢化による増加が予想される一方、施設入所からの地域移行が進めば抑制される面もあることから、利用者数を横ばいと見込んでいましたが、実際は増加傾向にあります。これは、障害支援区分の高い方が増加傾向にあり、同サービスを必要とする方が増えていることによるものと考えられます。

障害支援区分の高い方が増加傾向にあることを考慮し、今後も利用者及びサービス量の増加を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	264	270	274
サービス量	時間/月	5,280	5,400	5,480

第3章 障害福祉サービス等の見込量

(2) 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	24	24	24	12	3	2
サービス量	人日/月	245	245	245	131	36	35

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画策定時には、身体障害者手帳交付者数に応じて、利用者数も同様に推移すると見込んでいましたが、実際は減少しています。

これは、新規手帳交付の障害部位として、内部障害が大きな割合を占めていることもあり、訓練が必要な方の手帳取得が少ないことが要因と考えられます。

同サービスが有期限であることと、最近の利用状況を考慮の上、一定の利用を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	5	5	5
サービス量	時間/月	75	75	75

(3) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	111	111	112	68	33	30
サービス量	人日/月	1,476	1,476	1,490	846	456	376

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画策定時に見込んだとおり、知的障害・精神障害のある方の手帳交付者数は増加しましたが、利用者数は減少傾向にあります。

これは、利用期間が限られていることもあり、サービス利用が終わったこと、愛護（療育）手帳を幼年で取得することで、養育者が健在でサービスが不要であることが推測されます。

利用者数が減少傾向にあることも考慮しますが、訓練として一定の需要はあると見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	30	30	30
サービス量	時間/月	393	393	393

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	33	35	35	34	32	28
サービス量	人日/月	498	529	529	516	549	463

■第5期障害福祉計画における見込量

実績は、第4期障害福祉計画策定時の見込みより、やや下回っていますが、これは同サービスが有期限であることから、後半は利用が減ったものと考えられます。

平成30年4月から障害者雇用における精神障害者の法定雇用率も定められたこと及び国の基本指針で平成28年度末の2割増し以上とされていることから、サービス量を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	39	39	39
サービス量	時間/月	636	636	636

第3章 障害福祉サービス等の見込量

(5) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

※A型（雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	61	61	62	68	70	69
サービス量	人日/月	1,232	1,232	1,252	1,436	1,459	1,429

■第5期障害福祉計画における見込量

実績は、第4期障害福祉計画策定時の見込みを上回っており、事業所の増加による地域での雇用契約による支援の選択肢が広がったこと及び就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等で、事業所内での雇用契約に基づく就労を行いながら、一般就労を再度目指す人が増えたことによるものと考えられます。

平成30年4月から障害者雇用における精神障害者の法定雇用率も定められたことにより、雇用契約に基づく就労を行いつつ、一般就労を目指す人が増えると考えられることから微増を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	70	73	75
サービス量	時間/月	1,470	1,533	1,575

(6) 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

※B型（非雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行います（雇用契約は締結しない）。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	168	170	170	175	183	195
サービス量	人日/月	3,192	3,230	3,230	3,363	3,533	3,653

■第5期障害福祉計画における見込量

実績は、第4期障害福祉計画策定時の見込みを上回っています。これは、事業所の増加により、希望する利用者の利便が図られたことによるものと考えられます。

直近の利用者数の伸び及び精神障害のある方の地域移行が図られることにより、一般就労や就労継続支援A型を利用できない人が、B型を利用することも考えられることから、増加を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	202	208	212
サービス量	時間/月	3,838	3,952	4,028

(7) 就労定着支援（平成30年4月新設のサービス）

就労移行支援等を利用後、一般就労した障がいのある人が、就労に伴い発生した生活面での課題に対応するための相談等を行います。

■第5期障害福祉計画における見込量

平成30年4月から施行される、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正により、精神障害者の法定雇用率も定められ、一般就労が増えると考えられるため、一定数の利用を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	5	8	10

(8) 療養介護

所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行います。

第3章 障害福祉サービス等の見込量

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	15	15	15	15	16	16

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、見込量と実際の利用者数の大きな増減が見られませんでした。

利用者数増減の要因と考えられることがないため、実績を基に今後も横ばい傾向であると見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	16	16	16

(9) 短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護及び医療的ケアの提供等を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	2	2	2	0	1	3
サービス量	人日/月	42	42	42	0	11	24

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、利用者数はおおむね見込みどおりでした。

利用者数の増減の要因と考えられることがないため、実績を基に今後も横ばい傾向であると見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	3	3	3
サービス量	時間/月	24	24	24

第3章 障害福祉サービス等の見込量

(10) 短期入所（福祉型）

自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄及び食事の介護等を行います

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	14	14	14	19	18	17
サービス量	人日/月	294	294	294	344	381	351

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、利用者数は見込みを上回っていますが、支援を提供できました。

実績を基に利用者数および利用量を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	18	18	18
サービス量	時間/月	360	360	360

※レスパイトとは、一時的中断、休息、息抜きを意味する英語(respite)。乳幼児や障害者、高齢者など要介護者を在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアの代替を行うサービスのことを「レスパイトケア」「レスパイトサービス」といいます。

3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助（平成30年4月からの新サービス）

障害者支援施設やグループホーム等の利用から、賃貸住宅等で一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

第3章 障害福祉サービス等の見込量

■第5期障害福祉計画における見込量

施設等から一人暮らしへ移行するには、相談支援のメニューの中の地域移行支援を利用後に、このサービスを利用すると考えられることから、地域移行支援の見込量から、このサービスの利用者を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	1	2	2

(2) 共同生活援助

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	130	130	130	127	128	137

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、事業所数の増加による体制ができたことから、平成29年度は利用者数が見込みを上回りました。

施設入所者の地域移行や精神障がいのある方の長期入院患者が地域生活をするためには、グループホームが有効であると考えられることから、基盤整備されることが条件ではあるが、利用者増を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	137	145	145

(3) 施設入所支援

施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、及び食事の介護等を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	122	120	119	126	124	124

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、地域移行支援が上手く行われず、利用人員は見込みどおりとはなりませんでした。

引き続き地域移行を推進し、国の基本指針に示された利用人員を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	122	120	119

4. 指定相談支援

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	268	275	280	150	172	170

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画策定時に参考とした第3期障害福祉計画の実績は、右肩上がり利用者が増えつつあったことから、利用者増を見込みましたが、実績では、利用者数が落ち着いた状態となりました。

新規申請者とモニタリングと合わせて継続した支援を合わせて微増を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	180	183	183

(2) 地域移行支援

施設や病院から退所・退院する障がいのある方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	2	2	2	0	1	1

第3章 障害福祉サービス等の見込量

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害者福祉計画期間内において、利用者数は見込みと大幅に差がありませんでした。実績のほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを平成32年度までに構築することを目標としており、システム構築により、長期入院中の精神に障がいのある方の地域移行も見込まれることから、平成32年度は利用者増を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	1	1	3

(3) 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等に相談などの支援を行います

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	1	1	1	0	0	0

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間中の利用者はいませんでした。

ただし、緊急時における相談支援の充実を図り支援を確保するとともに、地域移行支援により地域移行できた方の利用も想定されることから、増加を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	1	2	3

第4章

障害児通所支援等の見込量

第4章 障害児通所支援等の見込量

第1節 障害児通所サービス等の提供に係る成果目標と数値目標

1. 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援の状況や医療的ニーズへの対応状況などを踏まえ、障がいのある児童に対し、必要な発達支援が受けられるよう、障害児支援の提供体制の整備を図ることを目標に、国の基本指針に基づき、課題等を整理し進めます。

■国の基本指針

- ・児童発達支援センターを、平成32年度までに各圏域に少なくとも1か所以上設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、平成32年度までに各圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場を、平成30年度末までに各圏域に設置

第2節 障害児通所サービス等の必要量見込み

第4期障害福祉計画で定めた必要量の見込みと実績を検証した上で、第1期障害児福祉計画期間中のサービス量を見込みます。

1. 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

障がいのある児童に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	21	21	21	35	40	38
サービス量	人日/月	176	176	176	304	323	323

第4章 障害児通所支援等の見込量

■第1期障害児福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、3歳児健診等で発育の遅れを早期に発見、療育につなげることで利用者数が見込みを大きく上回りました。

サービス提供事業者が増えたこと、市内に青森県発達障害者支援センターが開設されたこと及び実績を基に今後も利用児増を見込みます。

	単位	第1期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	47	57	64
サービス量	時間/月	400	485	544

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対して、授業終了後又は休業日に施設に通っての訓練や社会との交流促進などを行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	66	73	80	62	73	69
サービス量	人日/月	620	686	752	791	869	868

■第1期障害児福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間中の利用者数は、見込みの範囲内であったものの、1人あたりの利用量が見込みを上回り、サービス総量は見込みを上回りました。

児童発達支援の利用者の多くがこのサービスに流れてくること及び実績から利用児増を見込みます。

	単位	第1期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	85	90	100
サービス量	時間/月	1,037	1,080	1,220

第4章 障害児通所支援等の見込量

(3) 保育所等訪問支援

障がいのある児童が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	1	1	1	0	1	1
サービス量	人日/月	1	1	1	0	1	1

■第1期障害児福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、指定サービス事業所が1カ所開設され、必要な人へのサービス提供が可能となり、見込みどおりとなりました。

児童発達支援の利用児が、同サービスでの集団生活への支援も図られると予想されることから、増加を見込みます。

	単位	第1期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	10	10	15
サービス量	時間/月	16	16	24

(4) 医療型児童発達支援

肢体不自由の障がいのある児童に対して医療機関に通っての児童発達支援及び治療を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	1	1	1	1	1	0
サービス量	人日/月	10	10	10	10	7	0

第4章 障害児通所支援等の見込量

■第1期障害児福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間中の利用者数は、おおむね見込みのどおりとなりました。

このサービスを必要とする児童は、大幅に増減することはないと考えられるため、実績と同程度を見込みます。

	単位	第1期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	1	1	1
サービス量	時間/月	10	10	10

(5) 居宅訪問型児童発達支援（平成30年4月からの新サービス）

重度の障がい等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

■第1期障害児福祉計画における見込量

対象が重度心身障害児のため、多くはないが潜在的な利用を見込みます。

	単位	第1期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	0	1	1
サービス量	時間/月	0	8	8

2. 障害児相談支援

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
実利用人員	人/月	29	29	29	13	28	23

第4章 障害児通所支援等の見込量

■第1期障害児福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間中の利用者数は、見込みの範囲内となりました。

今後、障害児サービスの利用者数は増加が見込まれることから、相談支援も増加を見込みます。

	単位	第1期見込量		
		H30	H31	H32
実利用人員	人/月	35	38	40

第5章

地域生活支援事業の見込量

第5章 地域支援事業の見込量

1. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
理解促進・研修啓発事業	-	未定	未定	実施	未実施	未実施	未実施

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期計画期間内において、検討したものの実施までには至りませんでした。地域にあった方法等を再検討し実施を目指します。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
理解促進・研修啓発事業	-	未定	未定	実施

2. 自発的活動支援事業

障がいのある方及びその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動及びボランティア活動など）を支援します。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
自発的活動支援事業	-	未定	未定	実施	未実施	未実施	未実施

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、団体等が地域において自発的に行う活動を把握できず、実施までには至りませんでした。

団体等が地域において自発的に行う活動の把握に努め、実施を目指します。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
自発的活動支援事業	-	未定	未定	実施

3. 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

障がいのある方やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある方の権利擁護のために必要な援助を行います。

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援及び地域移行に向けた取組等を行います。

(3) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方の地域生活を支援します。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
障害者相談支援事業	実施か所	12	12	12	12	12	12
基幹相談支援センター	-	未定	設置	設置	未設置	未設置	未設置
市町村相談支援機能強化事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、基幹相談支援センターについては、市単独か圏域で配置するかを検討及びセンターで行う業務について検討したが、まとまりませんでした。検討内容をまとめ、設置を目指します。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
基幹相談支援センター	-	未定	未定	実施

第5章 地域支援事業の見込量

4. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある方又は精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1	0	0	0

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、利用する人はいませんでした。
相談支援事業所等に制度を周知するとともに、制度が必要な方の発見に努めます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築及び専門職による支援体制の構築などを行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
成年後見制度利用支援事業	-	未定	未定	実施	未実施	未実施	未実施

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、実施することができませんでした。
計画期間内において、できるだけ早期に実施を検討します。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
成年後見制度利用支援事業	-	未定	未定	実施

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するため、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延人数	20	20	20	23	25	20
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	1	1	1

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間中の手話通訳者派遣については、見込みをやや上回ったものの派遣はできています。

今後も、おおむね同程度の利用を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延人数	20	20	20
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1

第5章 地域支援事業の見込量

7. 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。

用具の種類	主な内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、身体介護を支援する用具や訓練に用いる椅子など
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、食事及び移動などの自立生活を支援するための用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援するための用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
介護・訓練支援用具	利用件数	3	3	3	0	3	2
自立生活支援用具	利用件数	7	7	7	4	7	4
住宅療養等支援用具	利用件数	10	10	10	6	5	6
情報・意思疎通支援用具	利用件数	15	15	15	7	9	3
排泄管理支援用具	利用件数	1,060	1,065	1,070	1,408	1,604	1,769
居宅生活動作補助用具	利用件数	1	1	1	0	1	0

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、排泄管理支援用具の利用件数が、見込みを大幅に上回っています。これは、内部障害による身体障害者手帳の取得者が増えていることと繋がっていると考えられます。

今後も、同用具の給付件数が増加することを見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
介護・訓練支援用具	利用件数	3	3	3
自立生活支援用具	利用件数	7	7	7
住宅療養等支援用具	利用件数	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	利用件数	10	10	10
排泄管理支援用具	利用件数	1,900	2,000	2,070
居宅生活動作補助用具	利用件数	1	1	1

8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20	22	20	20

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内の実績は、ほぼ見込みどおりとなっています。ほぼ同程度の受講を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20

第5章 地域支援事業の見込量

9. 移動支援事業

外出時に支援が必要と認めた障がいのある方を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
移動支援事業	人/年	35	35	35	30	31	31
	時間	1,603	1,603	1,603	1,660	1,830	1,812

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、利用者数は見込みの範囲内ですが、利用時間が見込みを上回りました。

実績を踏まえ利用者数及び利用時間を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
移動支援事業	人/年	33	33	33
	時間	1,928	1,928	1,928

10. 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある方に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
地域活動支援センター機能強化事業	実施数	1	1	1	1	1	1
	人/年	30	30	30	63	72	72

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、利用者数は見込みを上回っており、障がいのある方の活動等が促進されたと思われます。

今後も、実績を踏まえ利用者数を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
地域活動支援センター	実施数	1	1	1
機能強化事業	人/年	72	72	72

11. 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な重度の身体障がいのある方に対して、身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	1	1	1

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、利用者数は見込みどおりでした。

今後も、実績を踏まえ利用者数を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1

12. 生活訓練等事業

障がいのある方の生活の質の向上を図り、社会復帰を促進するために、日常生活上必要な訓練・指導などをサービス事業者に委託して実施します。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
生活訓練等事業	実施数	1	1	1	1	1	1
	実人員	15	15	15	25	31	25

第5章 地域支援事業の見込量

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、利用者数は見込みを上回っており、障がいのある方の社会復帰促進のための訓練が図られたと考えられます。

今後も、実績を踏まえ利用者数を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
生活訓練等事業	実施数	1	1	1
	実人員	25	25	25

13. 日中一時支援事業

障がいのある方の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施しています。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
日中一時支援事業	実人員	19	19	19	16	15	13
	回数	1,018	1,018	1,018	603	449	200

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画策定時には、障がいのある方（児・者ともに）が、日中通所する事業所が不足していたため、日常的に介護する家族の休息のため利用が多くありましたが、年々事業所も整備され家族の負担が減ったことで、減少していると考えられます。

実績を踏まえつつも、一定の需要はあると見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
日中一時支援事業	実人員	12	12	12
	回数	150	150	150

14. 巡回支援専門員整備事業（平成30年4月開始予定）

保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい「気になる」段階から支援を行うための体制整備を図ることにより、発達障害児等の福祉の向上を促進します。

第5章 地域支援事業の見込量

■第5期障害福祉計画における見込量

巡回支援専門員が研修等を行うため、ある程度のサービス量を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
巡回支援専門員整備事業	保育園数	26	26	26
	巡回数 (回/年園)	2	2	2

15. 社会参加促進事業

音訳や点訳による広報誌の発行や自動車免許取得や改造に対する助成などの支援を通じて、障がいのある方の社会参加を促進します。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
障害者スポーツ大会事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
声の広報等発行事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	2	2	2	4	0	2

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、利用量はほぼ見込みどおりであり、障がいのある方の社会参加が図られたと考えられます。

今後も、実績を踏まえ利用者数を見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
障害者スポーツ大会事業	-	実施	実施	実施
声の広報等発行事業	-	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	2	2	2

第5章 地域支援事業の見込量

16. 就業・就労支援事業

(1) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がいのある方に対し、更生訓練費を支給します。

(2) 知的障害者職親委託事業

知的障害のある方の更生援助に熱意を持つ事業経営者などに一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。

■第4期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第4期見込量			第4期実績		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
更生訓練費給付事業	人/年	1	1	1	0	0	0
知的障害者職親委託事業	人/年	4	4	4	4	3	3

■第5期障害福祉計画における見込量

第4期障害福祉計画期間内において、更生訓練給付費事業については利用者がなく、職親事業については1人が一般就労へつながりました。

実績を元にしつつ、更生訓練費給付事業についても潜在的な利用はあると見込みます。

	単位	第5期見込量		
		H30	H31	H32
更生訓練費給付事業	人/年	1	1	1
知的障害者職親委託事業	人/年	3	3	3

第6章

サービス見込量等確保のための方策

第6章 サービス見込量等確保のための方策

1. 障害福祉サービスの基盤整備・促進

障がいのある方の障害の状態や多様なニーズに応じて選択できるようなサービス提供体制を目指し、訪問系サービス及び日中活動系サービスの基盤整備を図るため、事業者に本市の実情をふまえ情報提供等を行うとともに、あわせてサービスの質の確保、向上を目指します。

2. 障害児通所支援等の基盤整備・促進

障がいのある児童の状態や多様なニーズに応じて選択できるようなサービス提供体制を目指し、通所サービスの基盤整備を図るため、事業者に本市の実情をふまえ情報提供等を行うとともに、あわせてサービスの質の確保、向上を目指します。

3. 相談支援体制の充実・強化

計画相談支援については、今後も利用者の増加等が見込まれることから、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充、広域での連携等を図り、サービス提供体制を整備していきます。

また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

4. 地域生活支援事業の充実

障がいのある方の自立と社会参加の促進に向け、多様なニーズに対応したサービスを提供するため、現在実施している事業を継続していくとともに、事業のあり方などを適宜検討し、地域生活支援事業の充実に努めてまいります。

また、障害者相談支援事業については、適正な事業所配置により、身近な場所で相談支援を利用することができる環境を整備するとともに、相談機能の向上を図ります。

5. 障がいのある方の就労支援

障がいのある方が働き続けられる環境づくりを推進するため、障害者就労・生活支援センターを就労支援の核として位置づけ、公共職業安定所等の関係機関と連携して、就労・生活支援を実施します。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度策定し、受注機会を拡大するとともに、企業等に対して、障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより需要の増進を図ります。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿（50音順、敬称略）

	氏名	所属・役職名	備考
1	大橋 一之	NPO法人あーるど 理事長	会長
2	開米 武彦	西北五視力障害者福祉会 会長	
3	工藤 朱美	五所川原市ろうあ協会 会長	
4	白戸 江美子	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室（五所川原保健所）健康増進課 課長	
5	對馬 健	五所川原市身体障害者福祉会 会長	
6	鶴谷 充雪	西北五精神障害者家族会連合会 事務局長	副会長
7	寺田 政史	社会福祉法人 愛生会 青松園 園長	
8	豊島 信子	五所川原公共職業安定所 統括職業指導官	
9	長岡 ハチエ	西北五手をつなぐ育成会 会長	
10	花田 洋三郎	社会福祉法人 叶福祉会 大東ヶ丘サントピアホーム 園長	
11	藤元 隆	社会福祉法人 内潟療護園 第2うちがた 園長	
12	布施 泉	医療法人社団 清泉会 理事長	
13	三上 勝則	五所川原市民生委員児童委員連絡協議会 会長	
14	森 嘉彦	五所川原市社会福祉協議会 地域福祉課長	

五所川原市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

平成30年3月発行

■発行・編集 五所川原市福祉部家庭福祉課
〒037-8686 青森県五所川原市字岩木町12番地
TEL 0173-35-2111
FAX 0173-35-9901
e-mail syougai Fukushi@city.goshogawara.lg.jp
HP <http://www.city.goshogawara.lg.jp>